

一 會社側ノ動靜

會社ニ於テハ共濟組合規則ヲ制定印刷シテ昨九日
報從業員ニ配布シ之カ實施ノ爲メ目下施行細則ヲ
改中ナルカ今田ノ從業員側ヨリノ要求ニ對シテハ
報從業員ノ意圖ニアラズシテ自治會幹部ノ煽動ニ
テタルモノナルベシトノ意嚮ヲ有シ大體拒絶シ方
ナリトス

二 從業員側ノ動靜

(一) 事務所ノ移轉

報從業員側ニ於テハ會社給付ノ從業員俱樂部
自治會支那事務所ニ充テ居リタルカ新ニ要求ヲ提
出スルヤ府下五川村泉澤ニ七八番地前在空家ヲ借

受ケ本月七月ヨリ事務所ヲ同所ニ移転セリ

(二) 宣傳ビラ撒布

報從業員側ハ今田ノ要求ニ對シテ報從員ノ同情ヲ喚
起スル爲メヨリ沿線住民諸君ニ訴ヒト願スル報從業員ノ
生活窮狀、要求提出ノ顛末又他郊外電鉄トノ賃銀
比較表ヲ記載セル宣傳ビラ五千枚ヲ印刷シ一昨八
日沿線各所ニ於テ之ヲ撒布セリ

(三) 演說會ノ開催

報從業員側ハ昨九日午後七時ヨリ府下中塚町小山五
番地新堀孝ニ於テ本問題ノ批判演說會ヲ開催セリ
聽衆約三百五十名(同會社從業員及自治會各支部
應援者約三十名。名附近住民三十名)ニシテ自治會本部